

## 第 86 号議案

### 小野加東広域事務組合同規約の一部変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、小野加東広域事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

### 小野加東広域事務組合同規約の一部を変更する規約

小野加東広域事務組合同規約（平成元年 2 月 27 日許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「農業共済事業」の次に「及び農業経営収入保険事業」を加える。

#### 附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 86 号議案 要旨

### 小野加東広域事務組合同規約の一部変更（要旨）

#### 1 改正理由

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

根拠法律の題名を改めること及び組合が共同処理する事務として農業経営収入保険事業を加えること。（第 3 条関係）

#### 3 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>農業災害補償法</u>(昭和22年法律第185号)に基づく農業 共済事業_____に関する事務</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>農業保険法</u>_____(昭和22年法律第185号)に基づく農業 共済事業<u>及び農業経営収入保険事業</u>に関する事務</p> <p>(2)～(4) (略)</p>